

県新型コロナウイルス等対策 行動計画の改定について

令和6年度第1回愛媛県感染症対策連携協議会

- ・日時：令和6年9月26日（木）19：00～
- ・場所：愛媛県庁第一別館第3・5会議室（及びZoom）

愛媛県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

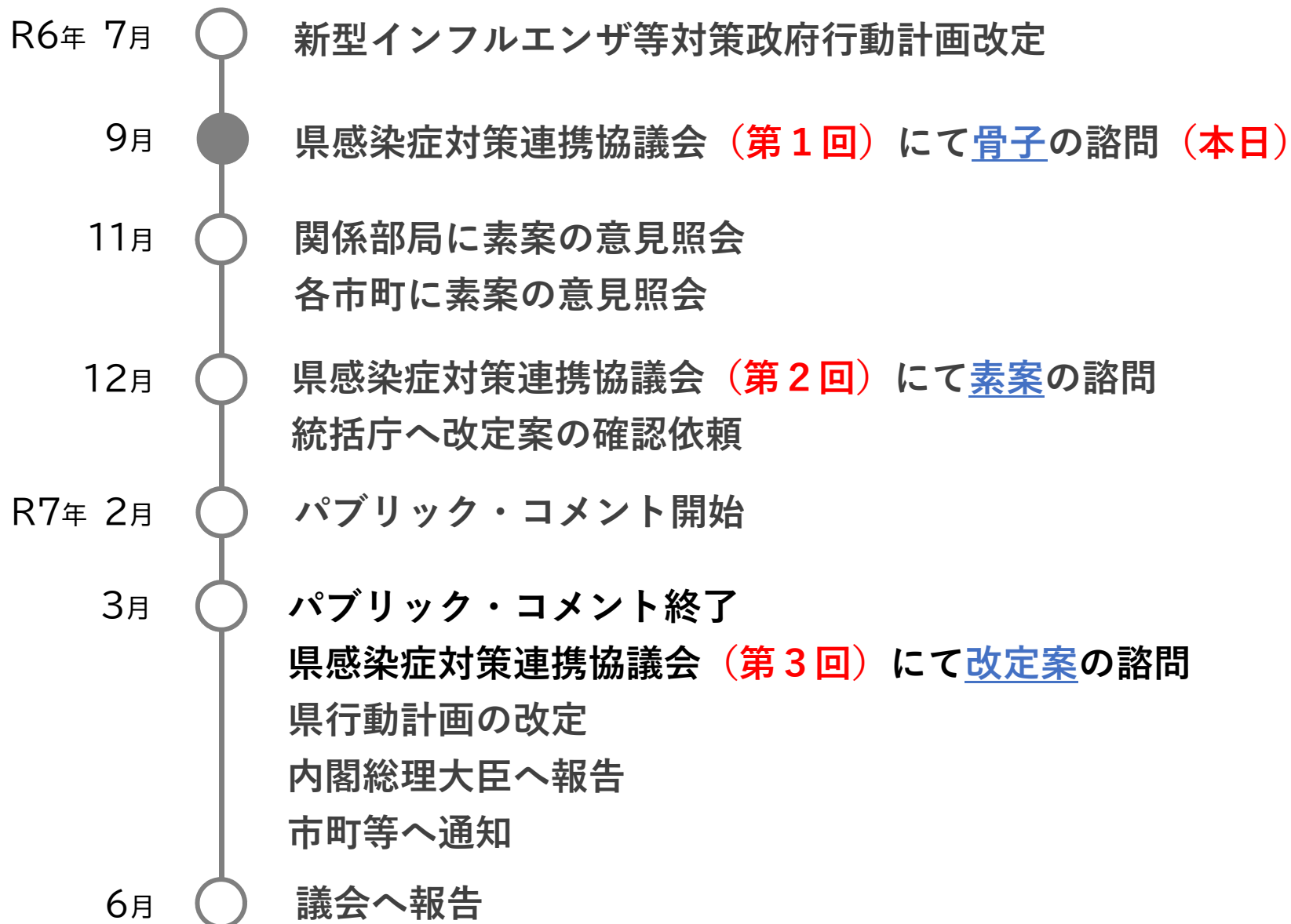
○骨子（案）

愛媛県新型インフルエンザ等対策行動計画 (平成25年12月)	新型インフルエンザ等対策政府行動計画 (R6年7月2日)	愛媛県新型インフルエンザ等対策行動計画 改定骨子（案）
<p>I はじめに</p> <p>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 (2) 取組の経緯 (3) 県行動計画の作成</p>	<p>概要</p> <p>・はじめに ・本政府行動計画の構成と主な内容</p> <p>第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と政府行動計画</p> <p>第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等 第2章 政府行動計画の作成と感染症危機対応</p>	<p>はじめに</p> <p>・今般の愛媛県新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的</p> <p>第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と県行動計画</p> <p>第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等 第2章 県行動計画の作成と感染症危機対応</p>
<p>II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</p> <p>II-1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な対策 II-2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方 II-3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 II-4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等 II-5 対策推進のための役割分担 II-6 県行動計画の主要6項目 (1) 実施体制 (2) サーベイランス・情報収集 (3) 情報提供・共有 (4) 予防・まん延防止 (5) 医療 (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保 II-7 発生段階</p>	<p>第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</p> <p>第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点 第3章 政府行動計画の実効性を確保するための取組等</p>	<p>第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</p> <p>第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等</p>
<p>III 各段階における対策</p> <p>・未発生期 ・海外発生期 ・県外発生期（地域未発生期） ・県内発生早期（地域発生早期） ・県内感染期（地域感染期） ・小康期</p> <p>各段階において II-6-(1)実施体制～ (6)県民生活及び県民経済の安定の確保 の対応を記載</p>	<p>第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組</p> <p>第1章 実施体制 第2章 情報収集・分析 第3章 サーベイランス 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 第5章 水際対策 第6章 まん延防止 第7章 ワクチン 第8章 医療 第9章 治療薬・治療法 第10章 検査 第11章 保健 第12章 物資 第13章 国民生活及び国民経済の安定の確保</p> <p>各章において 準備期・初動期・対応期 の対応を記載</p>	<p>第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組</p> <p>第1章 実施体制 第2章 情報収集・分析 第3章 サーベイランス 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 第5章 水際対策 第6章 まん延防止 第7章 ワクチン 第8章 医療 第9章 治療薬・治療法 第10章 検査 第11章 保健 第12章 物資 第13章 国民生活及び国民経済の安定の確保</p> <p>各章において 準備期・初動期・対応期 の対応を記載</p>

⇒政府行動計画に沿った形で、県行動計画を改定することとする。

愛媛県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

○改定にかかるスケジュール（予定）



参 考

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

（都道府県行動計画）

第七条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を作成するものとする。

- 2 都道府県行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
 - 二 都道府県が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - イ 新型インフルエンザ等の都道府県内における発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査
 - ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供
 - ハ 感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ニ 医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置
 - ホ 物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
 - 三 市町村及び指定地方公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する市町村行動計画及び第九条第一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
 - 四 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
 - 五 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し都道府県知事が必要と認める事項
- 3 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けた都道府県行動計画について、必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。
- 8 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長(当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該指定行政機関。以下同じ。)、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。
- 9 第三項から前項までの規定は、都道府県行動計画の変更について準用する。